

ふじのくに千本松フォーラム
指定管理者募集要項

令和5年9月

静岡県・沼津市

目次

1. 施設の管理運営の基本方針.....	1
1.1 施設の設置目的.....	1
1.2 管理運営の理念.....	1
1.3 管理運営の指標.....	1
1.4 指定管理者制度の導入.....	1
2. 施設の概要.....	2
2.1 会議場施設.....	2
2.2 展示施設.....	3
3. 募集の概要.....	4
3.1 指定期間.....	4
3.2 選定方法.....	4
3.3 協定の締結.....	4
4. 管理運営業務の範囲.....	4
4.1 管理運営業務.....	4
4.2 業務の再委託.....	4
5. 自主事業の実施.....	4
6. 経費に関する事項.....	5
6.1 利用料金に関する事項.....	5
6.2 管理運営経費の取扱い.....	5
7. 申請方法.....	6
7.1 応募資格.....	6
7.2 指定管理者選定スケジュール.....	7
7.3 募集要項の配布.....	8

7.4 説明会の開催.....	8
7.5 質問の受付.....	8
7.6 申請書類の提出.....	9
7.7 申請に当たっての留意事項.....	10
8. 指定管理者の選定.....	11
8.1 選定方法.....	11
8.2 選定基準.....	12
8.3 選定結果の通知.....	12
8.4 欠格要件.....	12
9. 県及び市と指定管理者の管理運営業務のリスク分担.....	12
9.1 リスク分担.....	12
9.2 保険への加入.....	12
10. 実地調査及び実績評価等に関する事項.....	12
11. 関係法令の遵守.....	13
12. その他.....	13
12.1 選定の取り消し.....	13
12.2 事業の継続が困難となった場合の措置.....	13
12.3 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置.....	14
12.4 募集要項の内容に変更が生じた場合の措置.....	14
別図 会議場施設の所有区分.....	15
別表 選定基準.....	16

1. 施設の管理運営の基本方針

1.1 施設の設置目的

『ふじのくに千本松フォーラム（愛称：PLAZA VERDE）（以下、「本施設」という。）』は、多様で先進的な人、物及び情報が交流する優れたコンベンションの開催の場を提供することにより、人々の来訪や交流の促進を図り、もって経済の活性化及び文化の向上を図ることを目的として、静岡県（以下「県」という。）と沼津市（以下「市」という。）等が整備する総合コンベンション施設です。

1.2 管理運営の理念

本施設の管理運営の基本理念は以下のとおりです。

(1) 様々なニーズへの柔軟かつ的確な対応

県東部地域の特長と複合施設としての特性を活かし、様々な利用者ニーズに柔軟かつ的確に応える「日本一親切で使いやすい施設」を目指します。

(2) 効率的で安定した施設運営

常にコスト意識を持つとともに、利用しやすい料金体系や積極的なコンベンションの誘致など稼働率を高めるよう努めます。

(3) 多種多様な交流促進

コンベンションを戦略的に誘致することにより、様々な地域、分野、世代、異なった価値観や情報を持った人々に交流の場を提供し、コミュニケーションを促進します。

(4) 地域ブランドや観光資源の情報発信機能

地場産品の地域ブランド、富士山周辺や伊豆地域の様々な観光資源などの情報発信を積極的に行います。

(5) 環境に配慮した施設管理

環境負荷の抑制に配慮し、省資源・省エネルギーに努めます。

(6) ユニバーサルデザインへの配慮

全ての来場者が快適と感じられるサービスを提供します。

1.3 管理運営の指標

本施設は、年間来場者数 75 万人以上を目指します。

1.4 指定管理者制度の導入

本施設の設置目的を効果的に達成するため、県と市は、県が設置する『コンベンションぬまづ（以下「会議場施設」という。）』及び市が設置する『キラメッセぬまづ（以下「展示施設」という。）』の管理運営に当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項並びにコンベンションぬまづの設置及び管理に関する条例（以下「県条例」という。）第 12 条及び沼津市多目的展示イベント施設条例（以下「市条例」という。）第 10 条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

なお、利用者の利便性の向上と施設の効率的な運営を図るため、会議場施設と展示施設について、同一の指定管理者により、一体的に運営していただくものとします。

本募集要項は、会議場施設及び展示施設の指定管理者の募集に当たり、必要な事項を定めたものです。

2. 施設の概要

2.1 会議場施設

(1) 名称

コンベンションぬまづ

(2) 一般利用開始日

平成 26 年 8 月 1 日

(3) 所在

沼津市大手町一丁目 1 番 4 号

(4) 建物構造

鉄骨造

(5) 敷地面積

8,095 m²

(6) 主要施設

施 設		面 積
1 階 施 設	大ホール（可動間仕切りにより 2 分割可能）	931 m ²
	ホワイエ	486 m ²
	エントランスギャラリー（インフォメーションセンター等を含む）	616 m ²
	飲食提供施設（厨房を含む）	113 m ²
2 階 施 設	小会議室 1（可動間仕切りにより 2 分割可能）	66 m ²
	管理事務室	95 m ²
	カフェ（厨房を含む）	131 m ²
	エントランスロビー	427 m ²
3 階 施 設	中ホール	451 m ²
	中会議室 1 + 2（可動間仕切りにより 2 分割可能）	286 m ²
	ホワイエ	422 m ²
4 階 施 設	中会議室 3	141 m ²
	中会議室 4	141 m ²
	中会議室 5	149 m ²
	小会議室 2	62 m ²
	小会議室 3（可動間仕切りにより 2 分割可能）	62 m ²
	小会議室 4（可動間仕切りにより 2 分割可能）	61 m ²
	小会議室 5（可動間仕切りにより 2 分割可能）	61 m ²
	小会議室 6（可動間仕切りにより 2 分割可能）	61 m ²
小会議室 7（可動間仕切りにより 2 分割可能）	66 m ²	
	屋上庭園	1,790 m ²
西側駐車場（159 台）		4,321 m ²

(7) 共用施設等の管理

会議場施設とホテルは一棟の建物を区分所有するものであり、別図で示す敷地及びその上に存する工作物、会議場施設及びホテルに付設する駐車場については、区分所有法上の共用部分として、区分所有者全員（静岡県、大和ハウス工業株式会社）の共有となります。

静岡県は、管理者（または管理所有者）としてこれらの共用部分を管理することとしており、指定管理者の管理対象に含みます。但し、この共用部分の管理に係る経費の負担と収益の配分については区分所有者全員でその持分に応じて負担または収取することとなります。

(共用部分の県の共有持分)

	持分
敷地及びその上に存する工作物	67/100
駐車場	129/159

2.2 展示施設

(1) 名称

キラメッセぬまづ

(2) 一般利用開始日

平成 25 年 7 月 18 日

(3) 所在

沼津市大手町一丁目 1 番 4 号

(4) 建物構造

鉄骨造

(5) 敷地面積

13,864 m²

(6) 主要施設

施 設		面 積
1 階 施 設	多目的ホール（可動間仕切りにより 3 分割可能）	3,875 m ²
	主催者控室 1	42 m ²
	主催者控室 2	43 m ²
	主催者控室 3	39 m ²
	市民サロン	153 m ²
	管理事務室・防災センター	70 m ²
2 階 施 設	市民ギャラリー（可動間仕切りにより 3 分割可能）	576 m ²
	市民ラウンジ	231 m ²
	会議室 1	34 m ²
	会議室 2	32 m ²
	交流テラス（県施設への通路）	281 m ²
	管理事務室	34 m ²
	東側駐車場（446 台）	9,677 m ²

3. 募集の概要

3.1 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）を予定しています。

期間は、県議会及び市議会の議決により確定することになりますので、留意願います。

なお、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

3.2 選定方法

指定管理者は公募により募集します。有識者などで構成されるふじのくに千本松フォーラム指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により審査を行い、指定管理者の候補者を選定し、県議会及び市議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

3.3 協定の締結

指定管理者の指定後、県及び市は、指定管理者と細目について協議し、それぞれ指定管理者と協定を締結します。

4. 管理運営業務の範囲

4.1 管理運営業務

会議場施設及び展示施設において、指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりです。詳細については、別添「ふじのくに千本松フォーラム管理業務仕様書」（以下「管理業務仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 会議場施設及び展示施設の管理に関する業務
- (2) 会議場施設及び展示施設の運営に関する業務
- (3) 会議場施設及び展示施設の維持管理に関する業務
- (4) その他の業務

4.2 業務の再委託

設備等の保守点検業務等を指定管理者から第三者に委託することは可能ですが、主たる管理運営業務を一括して第三者に委託することはできません。

5. 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、あらかじめ県又は市の承認を受け、自主事業（利用料金以外の料金を徴収し、又は徴収しないで、イベントの開催、物品の販売、役務の提供などを行うこと）を企画、実施し、自らの収入とすることができます。

6. 経費に関する事項

6.1 利用料金に関する事項

会議場施設及び展示施設においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用するため、県及び市が支払う指定管理料のほか、利用料金等の収入を財源として会議場施設及び展示施設の管理運営業務を行っていただきます。利用料金は、県及び市が条例で定める上限の範囲内において、指定管理者が知事及び市長の承認を得て定めることとします。

6.2 管理運営経費の取扱い

(1) 指定管理料

① 指定管理料の額

指定管理者は、利用料収入及び自主事業収入（自主事業の実施に定める自主事業収入をいう。次項においても同じ。）等のほか、県及び市が支払う指定管理料をもって会議場施設及び展示施設を運営します。指定管理料の額は、応募者の提案事項とします。

- ・「② 指定管理料の上限」を越える提案は失格とします。
- ・各年度の指定管理料は、応募時の提案を基に、県及び市並びに指定管理者の協議によって定めます。

② 指定管理料の上限

指定管理料の上限額は、以下のとおりとします。

令和 6 年度	74,800 千円（県分 64,400 千円、市分 10,400 千円）
令和 7 年度	75,600 千円（県分 64,400 千円、市分 11,200 千円）
令和 8 年度	76,400 千円（県分 64,400 千円、市分 12,000 千円）
令和 9 年度	77,200 千円（県分 64,400 千円、市分 12,800 千円）
令和 10 年度	78,000 千円（県分 64,400 千円、市分 13,600 千円）

③ 指定管理料の支払い

県及び市が支払う指定管理料は、指定期間中の各年度（4月1日から翌年3月31日まで）の額を協定書に定め、年度ごとに支払います。各年度の具体的な支払い時期は、協議の上、決定します。

(2) 施設の修繕

- ① 建物の躯体に係る工事や大規模修繕については、県及び市が作成する長期修繕計画や指定管理者が作成する修繕計画に基づき、施設の所有区分に応じて県又は市が直接行います。
- ② 小規模な補修・修繕については、管理業務仕様書において、指定管理者の業務範囲とされているものを指定管理者が行うものとします。
- ③ 上記①及び②に該当しないと判断された場合、あるいは疑義が生じた場合、県及び市並びに指定管理者が協議の上、施行者を決定するものとします。

(3) 施設の備品の取扱い

指定管理者が自らの負担で購入、搬入した備品等は、指定管理者の所有とします。

(4) 管理口座

本施設の指定管理業務に係る経費及び収入は、本施設の指定管理業務に関わる専用の口座で管理してください。

(5) 経理の区分の取扱い

経理の区分の取扱いについては、管理業務仕様書に定めます。

7 申請方法

7.1 応募資格

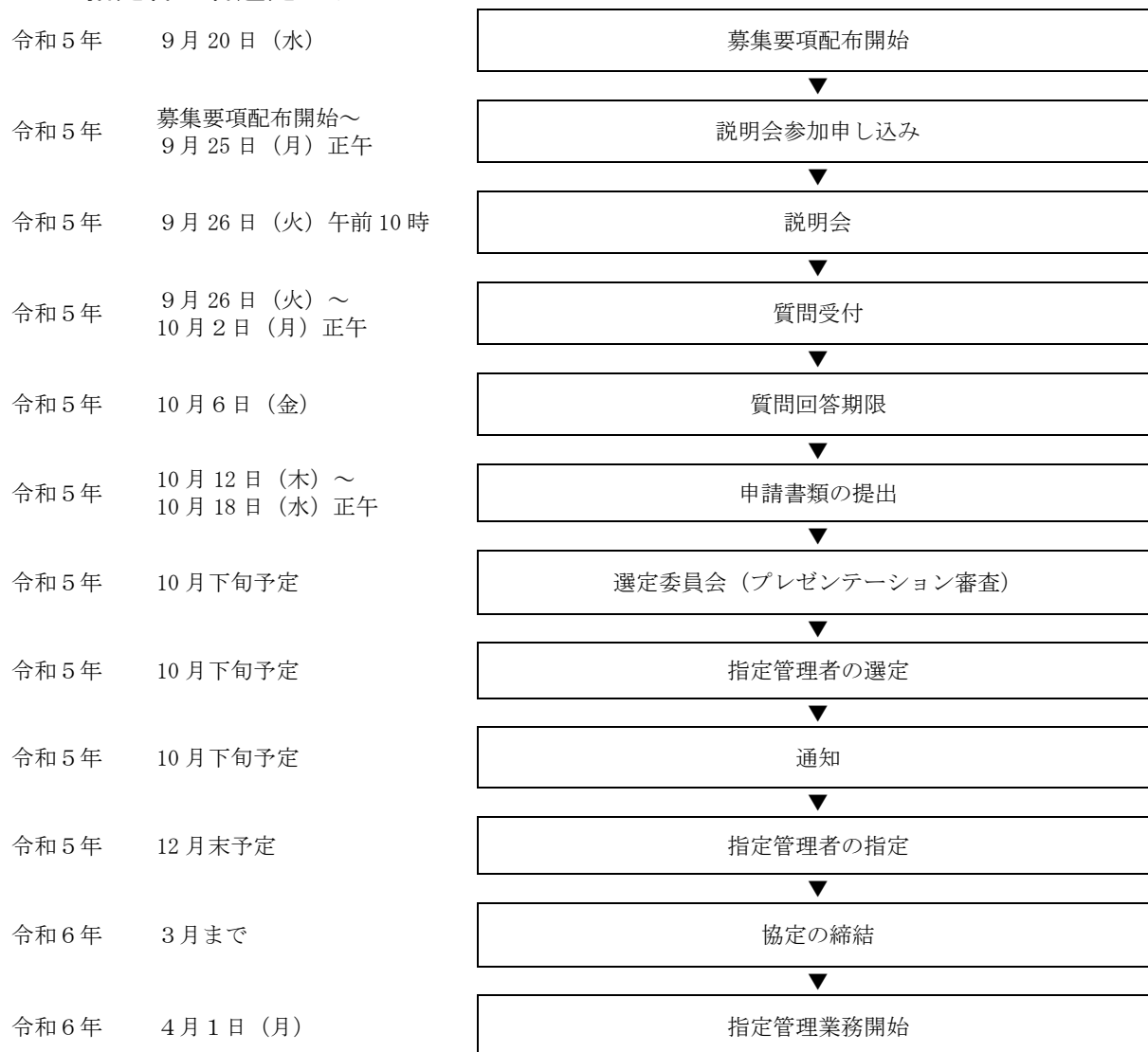
応募者は、法人、団体又はグループ（以下「法人等」という。）とし、個人による申請や同一の応募者による複数申請は受け付けません。グループの場合は、代表となる法人等を定めた上で、「ふじのくに千本松フォーラム指定管理者応募に関する様式集（以下「様式集」という。）」の様式6を提出してください。申請書提出後の構成団体の変更及び追加は認めません。また、応募者は可能な限り説明会に出席してください。

なお、次の事項に該当する法人等は、応募することができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱又は沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている者
- ③ 直近2年間に国税及び地方税を滞納している者
- ④ 会社法に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）
- ⑤ 破産法第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む）がなされている者
- ⑥ 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）
- ⑦ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

- ⑨ 暴力団、又は暴力団員若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
- ⑩ 知事及び県議会議員並びに市長及び市議会議員本人が経営に関わる法人等
- ⑪ 選定委員会の委員が経営に関わる法人等、又は資本面で関連がある法人等
- ⑫ 本募集に係る業務に関与した法人等、又はその関連会社

7.2 指定管理者選定スケジュール



※ 本スケジュールは、募集要項配布開始日時点の予定であり、変更となる場合があります。

7.3 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和5年9月20日（水）から10月18日（水）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く）

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで

(3) 配布場所

静岡県 スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課 企画班

沼津市 産業振興部 観光戦略課 コンベンション推進係

なお、募集要項等については、県及び市のホームページから入手することもできます。

・静岡県HPアドレス：http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sitei_kanrisya.nsf/w0202

・沼津市HPアドレス：<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/gyozaisei/kanrisha/index.htm>

7.4 説明会の開催

申請に係る説明会を、令和5年9月26日（火）10時から沼津市役所8階 802会議室で実施します。参加希望者は、様式集の様式1を、令和5年9月25日（月）正午までに以下の方法で申し込んでください。

なお、参加人数は各法人、団体から3名以内としてください。また、募集要項及び管理業務仕様書は当日配布しないため、各自御持参ください。

(1) 申込先

静岡県 スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課 企画班

(2) 申込方法

Eメール kankou2@pref.shizuoka.lg.jp

※ 説明会終了後、施設図面等をDVD-Rデータにて1団体につき1式貸し出します。希望者は貸出時に様式集の様式2を提出してください。

このデータは本事業の応募以外の目的には使用しないこととし、申請書類提出時に返却してください。最終的に応募しなかった団体も同様に令和5年10月18日（水）正午までに返却してください。

なお、説明会に参加できない場合は、募集要項配布場所にて配付します。

7.5 質問の受付

様式集の様式3に記入の上、説明会終了時から令和5年10月2日（月）正午までの間、以下の方法で受け付けます。回答は、令和5年10月6日（金）までに県及び市のホームページで公表します。

(1) 送付先

静岡県 スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課 企画班

(2) 送付方法

Eメール kankou2@pref.shizuoka.lg.jp

7.6 申請書類の提出

申請書類を以下のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和5年10月12日（木）から10月18日（水）正午まで

(2) 受付方法

持参又は郵送で提出してください。持参の場合は受付期間の午前9時から午後5時（10月18日（水）は正午）まで、郵送の場合は10月18日（水）正午必着とします。

(3) 提出先

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 5階
沼津市 産業振興部 観光戦略課 コンベンション推進係

(4) 提出書類

以下のとおり書類を提出してください。なお、書類の不備は、失格の対象となる場合があります。

	書類名	部数	備考
①	指定申請書（様式4-1、4-2）	各1部	
②	宣誓書（様式5）	1部	
③	共同事業体委任状（様式6）	原本1部、 写し15部	グループ応募のみ
④	共同事業体協定書（様式7）	原本1部、 写し15部	グループ応募のみ
⑤	団体概要（様式8）	16部	
⑥	同種施設管理運営実績一覧表（様式9）	16部	
⑦	事業計画書一式（様式10-1～10-7）	原本1部、 写し15部	合計21ページ以内 (A4)
⑧	団体に関する書類 (ア) 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類 (イ) 法人登記事項証明書 （法人以外の団体の場合、代表者の住民票の写し） (ウ) 法人印鑑証明書 (エ) 直近2年間（令和4年度、令和3年度）の国税の納税証明書（法人税及び消費税） (オ) 直近2年間（令和4年度、令和3年度）の地方税の納税証明書（法人事業税及び地方消費税） (カ) 申請書類を提出する日の属する事業年度の経営計画書及び収支計算書（事業計画や収支予算がわかるもの） (キ) 直近3年間（令和4年度～令和2年度）の経営報告書（事業内容の実績がわかるもの） (ク) 直近3年間（令和4年度～令和2年度）の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書等） ・貸借対照表：主要科目の明細付き（主な変動の推移について理由を記載） ・損益計算書：事業別売上の明細、事業別売上原価の明細、販売費及び一般管理費の明細付き (ケ) 直近3年間（令和4年度～令和2年度）の人員表	各4部 (原本1部、 写し3部)	<ul style="list-style-type: none"> 代表団体は全て提出、構成団体は(ア)～(オ)を提出。 (イ)～(オ)は、申請日の3か月以内に発行されたものの。 (カ)～(ケ)は任意様式（可能な限りA4サイズ）。

	書類名	部数	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・各決算期末の常勤役員数、常勤従業員数を記載。 (コ) 役員名簿 ・直近の役員名簿を提出。 		
⑨	上記⑦のオリジナルデータCD	3部	

※ 正本として①～⑧をチューブファイル等で綴じたものを1冊、副本として③～⑦を綴じたものを15冊、⑧を綴じたものを3冊提出してください。また、応募団体名又は共同事業体名がわかる背表紙等を適宜作成してください。

7.7 申請に当たっての留意事項

(1) 複数の申請の禁止

1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。また、共同事業体で応募する場合、共同事業体の構成団体は、他の共同事業体の構成団体となることはできません。

(2) 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合、申請はなかったものとして取り扱うこととします。

(3) 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、申請書提出後の代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性の確保及び業務遂行上の支障がないと県及び市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

(4) 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、申請取下書(様式11)を提出してください。

提出場所：「7.6 申請書類の提出」と同じ

(5) 提案内容変更の禁止

提出した書類の内容は変更できません。

(6) 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

(7) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県及び市は、指定管理候補者の選定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(8) 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、静岡県情報公開条例及び沼津市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。また、原則として指定管理の選定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします。(個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報は非開示情報となります。)

(9) 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

(10) その他

- ① 本事業提案応募のために、説明会等の定められた機会を除き、県及び市から便宜を図ることはできません。応募者は県及び市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。
- ② 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。
 - ・ 公知となっている情報
 - ・ 第三者により本事業に関し合法的に入手できる情報
- ③ 本募集要項の配布開始日以降、説明会等、県及び市が提供する機会を除き、選定委員会の委員に対して本件提案に関する接触はできません。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

8. 指定管理者の選定

8.1 選定方法

(1) 書類審査

提出書類に基づき、次の条件に該当しているか審査します。

- ① 応募資格を有すること
- ② 申請書類の不備がないこと
- ③ 指定管理業務の遂行に必要となる安定的な財務基盤を有していること

(2) 選定委員会による審査

書類審査を通過した後、選定委員会でプレゼンテーション審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

プレゼンテーション審査は、令和5年10月下旬に実施予定ですが、時間、会場、実施方法等については、別途事前に通知します。

なお、選定委員会の委員構成は以下のとおりです。

(敬称略、50音順)

氏名	所属・役職
岡田 卓治	沼津市産業振興部長
影島 英一郎	静岡県スポーツ・文化観光部 観光交流局長
宍戸 学	日本大学国際関係学部 国際総合政策学科 教授
杉山 金芳	沼津商工会議所 専務理事
鈴木 素子	鈴木素子税理士事務所 所長
関 有美	株式会社静岡新聞社 東部ビジネスセンター 副部長
東條 秀彦	大阪ウェディング&ホテル専門学校 MICEビジネス概論 講師
中山 勝	一般財団法人企業経営研究所 常務理事

8.2 選定基準

選定委員会における選定基準は別表のとおりです。評価方法は、各委員の採点結果に基づく総合評価とし、出席した全委員の協議により行います。

なお、選定委員会において、指定管理者の候補者として適当と認められる応募者がいないと判断された場合は、指定管理者の候補者の選定を行わない場合があります。

8.3 選定結果の通知

指定管理者の選定結果は、すべての申請者に対して書面で通知した後、県及び市のホームページ等で公表します。

8.4 欠格要件

次の要件に該当した場合は、審査対象から除外します。

- ① 申請書類に虚偽の記載がある場合
- ② 申請書類が提出期限を超過してから提出された場合
- ③ 申請日以後において、募集要項「7.1 応募資格」に掲げる事項に該当した場合
- ④ その他不正行為があった場合

9. 県及び市と指定管理者の管理運営業務のリスク分担

9.1 リスク分担

県及び市並びに指定管理者のリスク分担については、管理業務仕様書に定めます。

9.2 保険への加入

施設賠償責任保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、適切な保険に加入してください。

10. 実地調査及び実績評価等に関する事項

県及び市は、指定管理期間中に実地調査及び実績評価等を実施します。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書（月次、年次）を作成し、県及び市にそれぞれ提出します。

(2) 実地調査の実施

県及び市は指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、必要に応じて実地調査を行います。

(3) 実績評価の実施

県及び市は、指定管理者が毎年作成する事業計画書に基づいて行う業務の水準を確認するため、実績評価を行います。なお、この実績評価において優秀な評価を得た場合には、次期指定管理者選定の際において加点を行うこととします。

11. 関係法令の遵守

管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等を遵守してください。

(1) 法令

- ① 地方自治法
- ② 建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、その他施設の維持管理等に関する関係法令
- ③ 労働基準法、最低賃金法、障害者の雇用の促進等に関する法律、男女共同参画社会基本法、その他労働者の労働条件に関する関連法令
- ④ その他関係法令等

(2) 例規

- ① 「コンベンションぬまづの設置及び管理に関する条例」、「沼津市多目的展示イベント施設条例」
- ② 「静岡県行政手続条例」、「沼津市行政手続条例」
- ③ 「静岡県個人情報保護条例」、「沼津市個人情報保護条例」
- ④ 「静岡県情報公開条例」、「沼津市情報公開条例」
- ⑤ 「静岡県地域防災計画」、「沼津市地域防災計画」
- ⑥ その他関係例規等

12. その他

12.1 選定の取り消し

申請者が指定管理者の候補者として選定された後、指定管理者として指定を受けるまでの間に、次に掲げる事項に該当するときは、選定を取り消すことがあります。その場合は、原則として次点となった者を選定することとします。

- ① 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- ③ 申請資格を喪失したとき

12.2 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の指定後、管理業務仕様書「12.2 (1) ①」に掲げる事項に該当するときは、県及び市は指定管理者に対して改善を行うよう指示を行います。それでも当該指示に従わない場合は、指定の取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。その場合は、県及び市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう、適切な引き継ぎを行わなければなりません。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

指定管理者の指定後、不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について県及び市と協議するものとします。

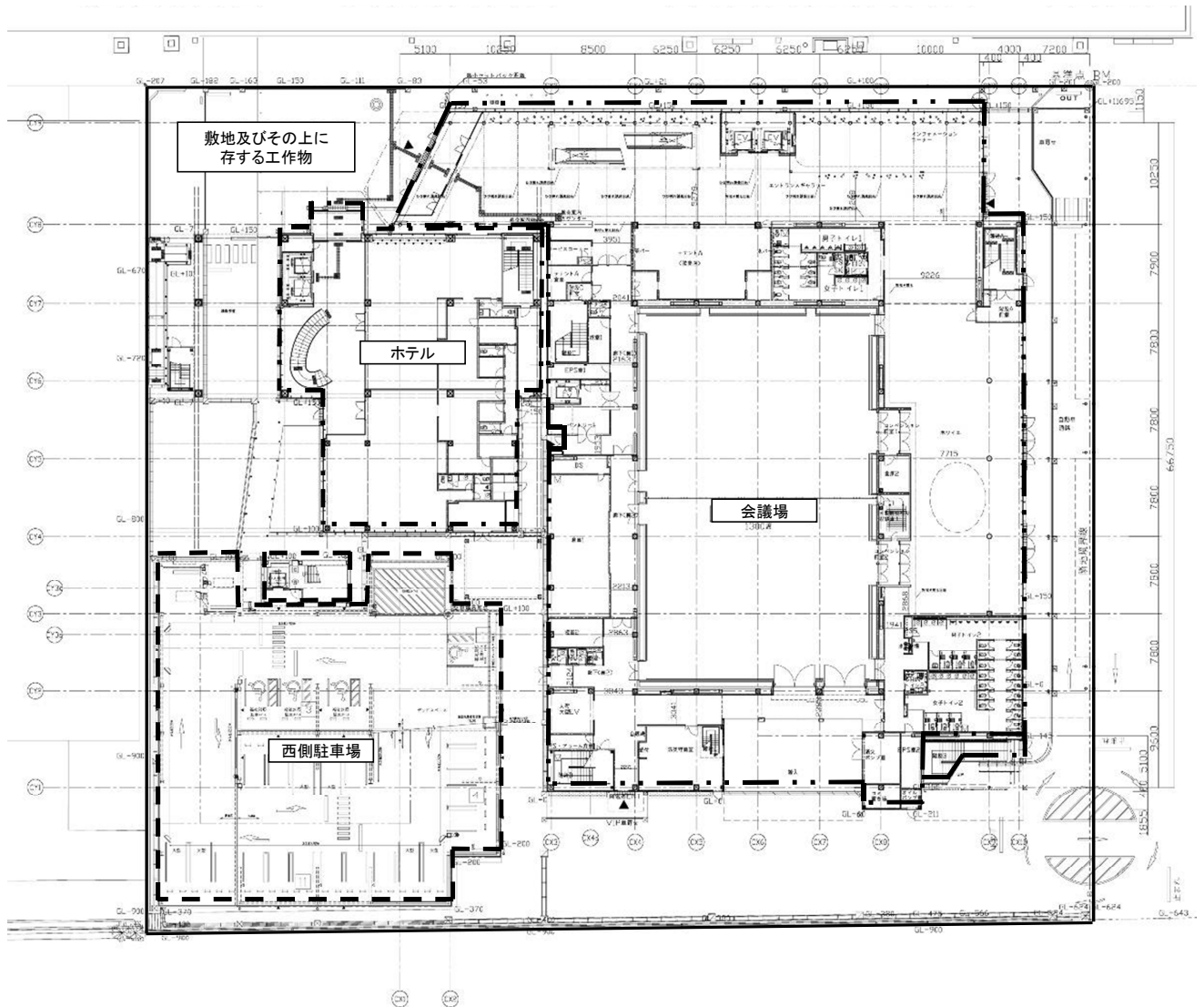
12.3 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

県及び市並びに指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

12.4 募集要項の内容に変更が生じた場合の措置

募集要項の内容が変更となった場合、すみやかに更新版を県及び市のホームページへ掲載しますが、応募者等へ個別に通知することはありません。

別図 会議場施設の所有区分



凡例

- · · · — 県会議場専有部分(県所有)
- · · · - ホテル専有部分(民間所有)
- - - - 全体共用(西側駐車場)部分(持分比率 県 129 : 民間 30)
- 全体共用(敷地及びその上に存する工作物)部分
(持分比率 県 67 : 民間 33)

別表 選定基準

評価項目	評価の視点	配点
1. 基本要件	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的の理解度 施設特性や地域特性の理解度 目的実現のための取組方針 運営上の課題の正しい認識 運営上の適切な目標指標 	10
2. 平等利用の確保とサービス向上	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の満足度を向上させるための取組 利用料金の設定と割引設定 駐車場の利用料金の設定と割引設定 その他の評価すべき提案 	12
3. 安定的で効率的な経営管理能力	<ul style="list-style-type: none"> 同種施設の運営実績 人員配置、人材育成計画 利用者の安全確保や防犯、防災対策 収支計画と指定管理料 経費縮減に対する取組 自主モニタリングの方法と業務改善策 	20
4. 施設の効用を最大限発揮する営業力	<ul style="list-style-type: none"> コンベンションの誘致ターゲット 地域波及効果と賑わいを創出するコンベンションの誘致の取組 地域での営業力と実績 国際学会や会議の誘致に向けた取組 施設の利用拡大に向けた広報、情報発信 イベント開催件数や稼働率の適切な目標値 稼働率やリピート利用の向上に向けた取組 自主事業等の施設の活用方法 その他の評価すべき提案 	32
5. 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済の振興及び地域活性化の考え方 コンベンションの企画・運営に係る地域の関係団体、関連企業の参画に関する取組 地域の魅力を活かした「おもてなし」の取組 県産品の活用による賑わい創出 地域情報の提供 その他の評価すべき提案 	26
合計		100